



母子保健法から成育基本法へ

～母子保健行政の変遷と周産期メンタルヘルス～

日本産婦人医会
母子保健担当常務理事
相良 洋子



日本の母子保健行政は 1948 年に施行された児童福祉法と 1966 年に施行された母子保健法が長くその中心になってきた。母子保健は従来、児童福祉法の中で児童福祉行政の一部分として取り扱われていたが、国民の健康の維持向上の基礎として重要であることが認識され、児童福祉法から分かれる形で母子保健法が成立した。さらに近年に至り、社会の変化やそれに伴って生じる様々な問題に柔軟に対応していくためには従来の枠組みでは限界があるとの認識から、成育過程にある者の心身の健やかな成育を保証するための理念と方向性を示すものとして 2019 年に新たに成育基本法が施行された。成育基本法においては、成育過程にある者の変化・多様化する様々な需要に対応するための成育医療等が切れ目なく提供されるための施策が総合的に推進されていく必要があることが基本理念として謳われているが、ここでいう成育医療等は、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦が対象とされており、今後の母子保健行政はこの成育基本法の枠組みの中で運用される部分が大きくなっていくものと思われる。

児童福祉法、母子保健法から成育基本法に至る流れの背景には、現代の子ども達が抱える生物学的・心理的・社会的な課題やその結果として表れている不登校やいじめ、自殺の増加などに対して、従来の縦割りの母子保健行政では十分な対応が難しいという問題があったが、子ども達が抱える問題の多くは女性のライフスタイルの変化や核家族化に伴う家族や夫婦関係の変化、また都市化や情報化社会の急速な進展に伴う社会環境の変化などを背景にしたものであることは否めない。成育基本法の成立を皮切りに、子ども家庭庁の設置、子ども基本法の成立、子ども大綱の決定など「子どもまんなか社会」に向けた体制整備が進められているが、子どもの育ちを考えた時、妊産婦のメンタルヘルスは子ども達の安全基地として基本的に重要であり、また子どもを育てる環境としての社会のあり方も見直していく必要がある。子ども達の健やかな成育を保証するための成育基本法が社会の価値観を変える原動力となり、真に女性が生み・育てやすい社会が実現していくことを期待したい。

相良 洋子

日本産婦人医会 母子保健担当常務理事

【略歴】

- 1981年3月 東京大学医学部医学科卒業
- 1981年4月 東京大学医学部産科婦人科学教室にて研修開始
- 1985年～ 帝京大学医学部精神神経科学教室修練生
- 1988年～ 東京大学医学部産科婦人科学教室助手
- 1998年～ 東京都老人医療センター婦人科勤務
- 2000年10月 さがらレディスクリニック院長（2024年3月閉院）

【所属学会等】

- ・日本産科婦人科学会専門医
- ・日本産婦人科医会常務理事
- ・日本女性医学学会認定医
- ・日本女性心身医学会理事、認定医
- ・日本周産期メンタルヘルス学会顧問、他

【著書】

- ・「PMSを知っていますか」（NHK出版：2002）
- ・「こころの気がかり相談室」（共著：朝日新聞社：2004）
- ・「治療者のための女性のうつ病ガイドブック」（共著：金剛出版：2010）
- ・「日本の妊産婦を救うために」（共著：日本産婦人科医会医療安全部会：2020）
- ・「妊産褥婦メンタルケア ガイドブック」（共著：日本臨床救急医学会：2021）
- ・「妊産婦メンタルヘルスケアマニュアル」（共同監修：中外医学社：2021）、他